

令和8年8月7日に公表した報道資料「SNS等におけるなりすまし詐欺広告に関する対策強化のための7府省庁合同要請の実施」において、誤りがございましたので、以下のとおり修正しました。（令和8年9月7日）

正誤表

修正内容	
誤	正
上記の状況を踏まえ、消費者・利用者等の被害の未然防止の観点から、プラットフォーム事業者によるなりすまし詐欺広告に対する更なる自主的取組の強化のために、警察庁、金融庁、消費者庁、デジタル庁、総務省、法務省及び経済産業省合同で、Google LLC、LINE ヤフー株式会社、Meta Platforms, Inc.、TikTok Pte. Ltd. 及びX Corp. に対し文書による要請を行いました。 要請内容は別紙を御覧ください。	上記の状況を踏まえ、消費者・利用者等の被害の未然防止の観点から、プラットフォーム事業者によるなりすまし詐欺広告に対する更なる自主的取組の強化のために、警察庁、金融庁、消費者庁、デジタル庁、総務省、法務省及び経済産業省合同で、Google LLC、LINE ヤフー株式会社、Meta Platforms, Inc.、TikTok Japan 及びX Corp. に対し文書による要請を行いました。 要請内容は別紙を御覧ください。